

第4回佐倉市地域福祉計画推進委員会 議事録

開催日時	令和5年9月29日（金） 午前10時00分～11時40分
開催場所	佐倉市役所1号館6階第1会議室
出席者	石原 茂樹委員、宇田川 光三委員、川根 紀夫委員、黒田 聡委員、 小林 眞智子委員、近藤 美貴委員、住吉 アキ子委員、 中田 加苗委員、深沢 孝志委員
欠席者	なし
事務局	山本 淳子（福祉部長）、小林 知明（社会福祉課長）、下地 正史 （社会福祉課管理班長）、橋口 庄二（社会福祉課主査補）、村石 祐 一（社会福祉課主査補）、関 光一郎（社会福祉課主任主事）、橋本 弘章（社会福祉課主任主事）
議 題	1. 議事 （1）第5次佐倉市地域福祉計画（素案）について
配布資料	資料1 第5次佐倉市地域福祉計画（素案）
傍聴人	なし

1. 開 会

今回の議事録確認者は、小林会長と住吉委員の2名であることが確認された。

2. 議事

（1）第5次佐倉市地域福祉計画について

資料1に基づき、事務局から説明を行い、併せて、資料中の誤り（75頁「市社協」を「市社社」と誤記、82頁の表中において項目ずれ）について報告した。

○意見、質疑等

【会長】

- ・ 事務局から説明があった。これについて、まずは第1章、第2章を読んでのご意見、ご質問をお願いします。なお、私が気づいた誤植等としては、10頁の図中「自助」を「自魚」、21頁の用語補足中「平成6年度」を「令和6年度」とする誤記がある。

【委員】

- ・ SDGs についての記載が計画に加わったが、これはSDGsの169のターゲットのレベルで厳密に結び付けているのか。それとも、SDGsのゴールを示し、そこに近づく努力をするという趣旨で記載しているものか。

【事務局】

- ・ SDGs のターゲットをそのまま地域福祉に当てはめるのは難しい。ただ、地方自治体としての役割は示されており、概ねそれに従い計画を推進していくこととなる。ご質問への回答としては、後者のとおり。

【委員】

- ・ 第1章の3頁に、重層的支援体制整備事業についての記載がある。手上げ方式の制度と聞いているが、ここに掲載しているということは、市として手上げして実施するということなのか。

【事務局】

- ・ 実施は困難と考えている。法制度の動向として記載したもの。

【委員】

- ・ 第1章10頁の「自助、互助・共助、公助」の図、第4次計画に記載したものと異なるが、元の図で良いのではないか。
- ・ 同じく11頁の「自助、互助、共助、公助」の説明中、「年金・保険」とあるのは、第4次計画で「年金・保険制度」とあった部分だが、「制度」がなくて良いか。
- ・ 第2章18頁以降、ボランティア活動に参加しない理由が述べられているが、ボランティア活動の必要性や、活動への理解、積極的参加への動機づけ等、希望が持てるような記載もあって良いのではないか。
- ・ 同じく23頁に「孤独、孤立」とあるが、第3章の基本目標の説明には「孤立」の記載のみ。
- ・ SNS という語が頻りに記載されているが、デジタル化に対応できていない人もいるので、何か表現を工夫できないか。

【事務局】

- ・ 「年金・保険」は「年金・保険制度」に改め、他は検討する。

【委員】

- ・ 素案は全体的にわかりやすいと思う。
- ・ 重層的支援体制整備事業について、法改正の説明として記載したものであることはわかるが、これまでの包括的な支援体制の考え方との違いをもっと示しても良いのではないか。
- ・ 明確な圏域の区分や、高齢・障害・児童・困窮といった支援対象の区分がある中でも、それらをひっくるめて重層的なまちづくりをしていくような計画であってほしい。

【委員】

- ・ SDGs の文字が小さい。わかりやすく説明をつけてほしい。

【委員】

- ・ SDGs については、市社協でも、事業との親和性という視点で取り上げており、素案のような方向で良いと思う。
- ・ やむを得ない面もあると思うが、頁数が多い。割愛できる部分があれば、検討を。
- ・ 第1章 11 頁以降、圏域の説明に、地区社協の区割りを加えるべきか、悩ましいところ。

【事務局】

- ・ 頁数については、具体的な施策を記載した結果、どうしても多くなる。計画書の概要版を別に作成したい。
- ・ 地区社協の区割りにについては、資料編への掲載を検討する。

【委員】

- ・ 第2章 17 頁の人口のグラフ、第4次計画では外国人の人口も示されている。第5次の素案には表示がないが、外国人の増加に伴う課題もあるのではないか。
- ・ 同じく 18 頁以降、この1年のボランティア活動への参加について「特になし」が 53.8%と多い理由として、仕事、家事育児、参加したい活動がない等が挙げられているが、むしろ、コロナ禍で活動自体ができなかったことが大きいのではないかと思われる。
- ・ 同じく 19 頁、民生委員・児童委員に求められる役割が多様化し、支援の困難性や活動量の増加等があることが、なり手不足の要因であるとされているが、高齢者の働き方が変わってきたことも要因だと思われる。
- ・ 同じく 22 頁以降、コロナ禍の影響の例示は、データに基づいたものか。施設の要員不足とは、職員の感染によるものを指すのか、もともと不足しているという趣旨か。施設の状況は施設ごとに異なるので、「業務の減少」「工賃の減少」などと言い切らずに、「影響があった」くらいの表現でも良いのではないか。

【事務局】

- ・ 外国人の人口は、市の総合計画における推計に基づいて掲載していたもの。総合計画で推計を行わなくなったため、素案からも除いた。
- ・ コロナ禍の影響の例示は、主に東京都社協の調査結果に基づき、市でも同様と考えられることから記載したもの。表現については検討する。

【委員】

- ・ 基本目標 5 で「高齢者や障害者が暮らしやすい住環境の整備」を取り上げるのであれば、第 1 章で紹介する個別計画の中に、住生活基本計画も含めなくて良いのか。
- ・ 圏域については、様々な区割りがあり、行政計画としては複雑になってしまう。市社協の計画において整理できないか。

【委員】

- ・ 市社協でも整理すべきではあるが、市の計画でも、資料としては掲載したほうが良い。

【委員】

- ・ 第 1 章 1 頁、第 1 次以降の地域福祉計画の歩みの図。ここに、「笑顔輝き佐倉咲くみんなで創ろう『健康・安心・未来都市』」の文言と共に第 5 次計画も載せられないか。

【事務局】

- ・ その文言は、地域福祉計画ではなく総合計画のものなので、等列には記載し難い。

【会長】

- ・ 続いて、第 3 章以降を読んでのご意見、ご質問をお願いします。

【委員】

- ・ 第 4 章 31 頁以降の基本目標 1、権利擁護の施策として、成年後見のみ挙げられているが、そもそも権利擁護とはアドボカシー、本人の意思尊重ということなので、何か、それが見えるようにできないか。

【委員】

- ・ 第 4 章で、施策ごとに担当課が記載されたことを評価する。
- ・ 基本目標 1、成年後見制度の担当課として高齢者福祉課が記載されているが、障害福祉課も記載すべきと考える。

【事務局】

- ・ 修正する。

【委員】

- ・ 今の成年後見制度の問題点については、障害者総合支援協議会でも話題になっている。
- ・ 第 4 章 33 頁以降、(2)「人権教育・啓発の推進」に、小中学校生に対する障害理解のための福祉教育を記載してほしい。同協議会の分科会でも、子供

の頃からの福祉教育によって偏見や差別の心が薄まるという意見が出ていた。

【事務局】

- ・ 福祉教育については、基本目標4の(3)「地域福祉活動を支える人材づくり」において、「福祉に関する学習機会の提供」として整理している。

【委員】

- ・ 「福祉に関する学習機会の提供」については、高齢者福祉に関する取り組みはなされているが、なかなか障害者の分野まで進んでいない。障害者福祉教育の充実を念頭に置いていただきたい。

【委員】

- ・ 目標として挙げても、数字で計れなければ説得性がない。例えばアンケート調査結果等、客観的に評価できるようなかたちにしてほしい。

【事務局】

- ・ 目標は個別計画に基づいて設定しているので、そこから飛躍するような数字は記載できないが、この先、アンケート調査結果等、分かりやすい資料があれば、検討していきたい。

【委員】

- ・ 第4章32頁、基本目標1の施策「成年後見人等の養成」で、指標の「市民後見人候補者名簿登録者数」の目標値が20人とされている。予算の関係もあるとは思いますが、これでは少ないと考える。
- ・ 同じく33頁の施策「インクルーシブ教育推進」で、指標の「教職員向け人権教育研修会の実施数」の目標値が年1回以上とされている。これも少ないと考える。
- ・ 同じく34頁の施策「障害者差別解消への取組」の手段を「障害者差別解消に関する市HP等による周知啓発」としているが、それは、令和3年に障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が改正され、令和6年4月に施行されるまでの、この3年間の準備期間に行うべきこと。4月からはもう障害者への「合理的配慮の提供」が事業者に義務づけられるのだから、そのための体制づくりを取組とすべきではないか。
- ・ 同じく68頁、基本目標5の施策に「個別避難計画の作成推進」を挙げたのは評価する。ただ漠然とではなく、危険度の高い地域から、医療的ケア児など、対象を絞って進めたほうが良いと思う。

【委員】

- ・ 第4章49頁、基本目標4の指標に挙げられている施策「地域子育て支援拠点事業」について、多くの利用者がいるようだが、来年度から公立保育園が1

園減るはずで、そのあたりが気になった。

【事務局】

- ・ 今後の変化については留意する。

【委員】

- ・ 計画を実効性あるものにするためには、第5章の進行管理が重要だと思う。
- ・ 資料編にSDGsの解説があるが、これを本文に入れてはどうか。

【委員】

- ・ 第4章 48 ページ、基本方針として、コロナ禍で停滞した市民活動をコロナ禍以前に戻すべくというように記載されているが、今年度に入って復活の兆しが見えているところなので、そこを捉えた表現ができないか。令和5年度はすでにアフターコロナの期間に入っており、社協では「再始動」という言葉を使っている。
- ・ 地区社協の支えあいサービスについて記載する際は、平仮名の「あい」を使用されたい。
- ・ 第4章 62 頁、基本目標5の施策に関連して「生活一時資金貸付事業」との記載があるが、「生活福祉基金」が正しいのではないか。
- ・ 同じく 69 頁、「避難行動要支援者名簿」の用語説明中、「自治会」と「地区社会福祉協議会」の間に「・」を記入されたい。
- ・ 同じく 70 頁、「重点施策」の見出しは、次ページにあるべきものと思われる。
- ・ 同じく 71 頁以降、重点施策について。市社協で試行中の地域福祉コーディネーターを、市の生活困窮者自立支援事業の取組に位置付けて取り込んでいくという捉え方で良いか。市社協は市社協、市は市というようにも読めるが。

【会長】

- ・ 市社協では、地域福祉コーディネーターの5圏域への配置を目指している。市は当面3か所。そのあたりの説明を。

【事務局】

- ・ 市としては、アウトリーチによる生活困窮者の掘り起こしを実現するため、生活困窮者自立支援事業の機能を強化するもので、社協の試行している事業はそれに近いものと捉えている。直ちに5圏域に人員を配置することは難しいので、段階的に、まずは3か所、最終的には5圏域にと考えている。

【委員】

- ・ 生活困窮者自立支援事業を市社協が受託すれば、市の事業に織り込まれるかたちで、市社協が地域福祉コーディネーターを配置していくことになる。

【委員】

- ・ 結果的に、市の事業の中で市社協が配置すれば、それをもって地域福祉コーディネーターの活動と考えれば良い。必ずしも互いに同じことをやる必要はない。

【委員】

- ・ 市社協が地域づくりとして実施するのであれば、独自路線もあって良いし、連携もあって良い。あるいは、市の委託事業として実施するのも良い。市社協の選択肢は広がることになる。

【委員】

- ・ 第4章 33 頁、基本目標 1 の施策「インクルーシブ教育」の説明中、「授業を受けさせる」という表現は適切ではないと考える。
- ・ 素案では、「福祉に関する学習機会の提供」を、基本目標 4 において「地域福祉活動を支える人材づくり」のための施策として記載しているが、それよりも障害理解の促進・啓発のための施策として位置づけるべきではないか。
- ・ 第4章 72 頁、重点施策の説明中、各種相談機関とは何を指しているのか。また、75 頁のアウトリーチのイメージ図に、障害の相談機関が出てこないのので、加えてほしい。

【事務局】

- ・ 検討する。

【委員】

- ・ 重点施策として生活困窮者自立支援事業だけが出てくるのは、何となく違和感がある。まず地域福祉コーディネーター配置の取組があり、そこに生活困窮者自立支援事業が出てくる流れなら、意味があるように思う。
- ・ 先ほどの、「福祉に関する学習機会の提供」が福祉の教育なのか人権の教育なのかという議論は、大事な視点だと考える。福祉教育は、理解促進のための教育。人権教育は、対象者を 1 人の人間としてどう見ていくのかを教える教育。検討を要する。
- ・ 情報提供について。役所からの情報が届いていないのは、知的障害の人や、聾者、外国人。相手が理解できる情報提供をどうしていくかというのは、それぞれの個別計画というよりも、横断的な課題であり、今回の計画で無理ならば、次までに検討してもらいたい。

【事務局】

- ・ 検討する。

【委員】

- ・ 福祉教育の件。教材を学校に持って行ったが、知的と精神については、いじめにつながる可能性があるとして、先生に受け取ってもらえなかった。そこで思ったのは、生徒たちへの教育はもちろん、もう一つ上の段階での学習機会の提供が必要だということ。

【委員】

- ・ 自分も、低学年用の障害のパフレットを学校に届けに行ったが、やはり、学校からも、特別支援学級の保護者からも、配ると逆に差別につながるといった反応があった。受け取ってもらえはしたが、授業には活用されていない。インクルーシブ教育を、包括的なところで考えていくのは、これからの課題だと思う。
- ・ 外国人の話は、現場ではヤングケアラーの問題にもつながっている。コミュニケーションができない母の通院のため、子供に学校を休ませ通訳させているというケースを、地元で聞いている。今回の素案で、ヤングケアラーの問題を取り上げたのは、良いと思う。

【会長】

- ・ 学習支援でも、外国人の子供が多い。
- ・ 「福祉に関する学習機会の提供」については、やはり、人権というところがまずある。

【委員】

- ・ しかし、人権への取組でまとめるとなると、ハードルが高くなると思う。

【会長】

- ・ 予定の時間となったので、質疑を終了する。皆さん、ありがとうございました。

3. 閉 会